

インターネットを利用した入札(以下「電子入札」という。)による事後審査型制限付き一般競争入札を次のとおり行う。

令和 8 年 7 月 22 日

多治見市長 高 木 貴 行

記

事業番号	公下処 第1号
事業名	池田下水処理場合流1系汚水除塵機械設備更新工事
事業場所	多治見市 前畑町 5丁目地内
工期	契約日～令和10年3月17日
事業概要	池田下水処理場合流1系汚水除塵機械設備更新工事 ・細目自動除塵機 2基 型式 ダブルチェーン式全面かき上げ型 ・据付工事 1式 ・撤去工事 1式
契約条項を示す場所	多治見市役所企画部財政課
競争入札に参加する者に必要な資格	競争入札に参加する者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。 (1) この公告の日(以下「公告日」という。)において多治見市競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登録されている者で公告日現在、多治見市指名停止措置要領(平成2年告示第45号)の規定に基づく指名停止期間中でないこと。なお、公告日から入札日までに指名停止を受けた場合は、この入札の参加資格を失うものとする。 (2) 多治見市競争入札参加資格審査要綱(平成元年告示第91号。以下「審査要綱」という。)第6条第2項の規定により機械器具設置工事の競争入札に参加資格があると認定され、公告日現在、審査要綱第7条第1項の規定により岐阜県内又は愛知県内に、本店又は入札及び契約締結に関する会社代表者からの委任を受けた者を置いている支店若しくは営業所等として名簿に登録されていること。 (3) 公告日現在、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査結果通知書の機械器具設置工事の総合数値が900点以上であり、かつ、建設業法第15条の規定に基づく機械器具設置工事の特定建設業許可を有すること。 (4) 公告日以前の過去10年間に、国、地方公共団体又は下水道事業団が発注した当該工事と同種の工事を元請又は共同企業体の代表構成員として完成させた実績があること。ここで同種の工事とは、日最大全体計画処理水量が45,600m ³ 以上の下水処理場沈砂池機械設備工事のことを言う。なお、実績については、岐阜県内又は愛知県内の本店又は支店若しくは営業所等に限らない。 (5) 建設業法第27条の18に規定する機械器具設置工事の指定建設業監理技術者資格証の交付を受けた者で、公告日以前の過去10年間に請け負った工事において、監理技術者として当該工事と同種工事の施工経験を有するものを監理技術者として工事現場に専任で配置できること。なお同種工事の規模は問わないものとする。
入札参加申請書の提出	入札に参加しようとする者は、事後審査型制限付き一般競争入札参加申請書(様式第1号。以下「参加申請書」という。)を電子入札システムにより提出しなければならない。電子入札システムによる場合は押印は不要とする。ただし、入札後に提出する書類が「競争入札に参加する者に必要な資格」の(4)及び(5)の条件を満たすかどうか、参加申請書の提出前に上下水道施設課に必ず確認しておくこと。 (1)参加申請書受付終了日時 令和8年 8 月 4 日(火)午後4時

申請書、設計書及び図面等	入札参加申請、仕様書等関係書類は、「多治見市ホームページ 入札執行予定」欄に公開する。 多治見市ホームページアドレス https://www.city.tajimi.lg.jp				
設計書及び図面等に関する質疑並びに当該質疑に対する回答	設計書及び図面等に対する質疑がある場合は、次に掲げるところにより書面で行うことができる。なお、質疑がある場合、書面は郵送又はFAXにより提出するものとし、回答日時までに回答するものとする(FAX送信後、必ず電話で受信の確認を行うこと)。 (1)提出期限 令和8年 8 月 4 日(火)午後4時必着 (2)提出場所 多治見市役所 上下水道施設課 TEL 0572- 23 - 3482 内線 FAX 0572- 24 - 0623 (3)回答日時 令和8年 8 月 7 日(金)午後4時までに回答する。				
入札方法	電子入札				
入札書受付終了日時	令和8年 8 月 25 日(火) 午後 4 時				
提出書類	入札書及び工事費内訳書(入札書に添付して送信すること。)を電子入札システムにより提出すること。				
提出要領	工事費内訳書は「内訳書の提出について」を参照し必要事項を記載すること。				
入札(開札)日時及び場所	令和8年 8 月 26 日(水) 午前 9 時 00 分～ 多治見市役所 財政課				
落札者の決定	(1)本入札においては、開札後に最低価格入札者の入札参加資格要件を審査し、当該要件を満たしていることが確認できた場合に、当該事業者を落札者として決定するので、指示のあった日から2日以内(休日を除く。)に、事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2号)と次に掲げる書類を持参すること。 ①事後審査型制限付き一般競争入札参加申請書(押印したもの) ②経営事項審査結果通知書の写し(最新の物) ③施工実績を証する契約書等の写し ④配置予定技術者の資格証の写し及び工事経歴書(任意様式) (2)低入札価格調査基準価格を下回る価格で入札があった場合は、当該入札を保留とし、低入札価格に対する調査を行った後に落札者を決定する。				
入札保証金	免除		契約保証金	有	
前払金	有		部分払	有	
契約書作成	要		議会の議決	無	
工事費内訳書の提出	有		低入札価格調査制度適用対象物件	有	
開札及び再度開札	(1)開札は電子入札システムにより行う。 (2)落札者がいない場合は、再度入札を行う。				
入札又は開札の中止	天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を中止することがある。この場合における損害は、各入札者の負担とする。				
落札の無効	落札者が、特別の理由もなく落札決定の日から7日以内に契約を締結しない場合は、その落札を無効とする。				
談合行為に対する措置	落札者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条若しくは第8条第1号又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6に違反した場合は、当該契約した契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。				
その他	(1)落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするから、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (2)一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。 (3)入札参加者が一人だけの場合は、入札を中止することがある。 (4)その他この公告に記載していない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、同法施行令(昭和22年政令第16号)、多治見市事後審査型制限付き一般競争入札実施要領(平成16年告示第71号)、多治見市電子入札運用基準(平成18年告示第251号)及び本市の財務に関する規則等の定めるところによる。				